

住み慣れた場所で安心して暮らしつづけるための相談先

在宅で療養するときには、様々な疑問や不安があります。ひとりで悩まずに、下記の機関へ相談してください。ご相談の内容により、各種制度の手続きの方法や、利用できるサービスをご紹介しますなど、在宅療養生活を支援します。



かかりつけ医案内制度

かかりつけ医のいない方に、医療機関をご案内します。通院が困難な方には、往診可能な医療機関をご案内します。

お問い合わせ
和泉市医師会 **41-6558** (保健センター内)

かかりつけ歯科医案内制度

かかりつけ歯科医のいない方に医療機関をご案内します。通院が困難な方には、往診可能な歯科医院をご案内します。

お問い合わせ
和泉市歯科医師会 **45-1180** (保健センター内)

かかりつけ薬剤師案内制度

居宅に訪問可能な保険薬局を紹介し居宅療養薬剤管理指導を行います。また、介護保険、在宅介護に関する総合的な相談にも応じます。

お問い合わせ
和泉市薬剤師会 **46-6888** (保健センター内)

訪問看護に関する相談

訪問看護でできることや、在宅療養でのお世話の仕方など、様々なご相談に応じます。

お問い合わせ
各訪問看護ステーション

地域リハビリテーションの相談

障がいがあっても、住み慣れたところで生活を送れるよう、リハビリテーションに関する相談を広く受け付けています。

お問い合わせ
泉州地域リハビリテーション地域支援センター
43-1234 (府中病院内)

介護サービスに関する相談

介護保険を利用される方に、ケアマネジャーが、利用に関する全般的な相談や、サービスの調整を行います。

お問い合わせ
各居宅介護支援事業所

高齢者の総合相談窓口

高齢者や家族の総合相談窓口です。介護保険・保健福祉などの必要なサービスが受けられるようご案内したり、多機関との連携により多面的な支援を行います。

お問い合わせ
和泉市社会福祉協議会地域包括支援センター
40-5377
ビオラ和泉地域包括支援センター
46-0463
光明荘地域包括支援センター
56-1886
貴生会地域包括支援センター
58-7002

和泉市医療と介護の連携推進審議会

○和泉市医師会 ○大阪介護支援専門員協会和泉市支部 ○和泉市歯科医師会 ○和泉市薬剤師会
○和泉保健所管内訪問看護ステーション連絡会 ○泉州地域リハビリテーション地域支援センター
○和泉市立総合医療センター ○公募市民 ○大阪府和泉保健所 ○学識経験者 ○地域包括支援センター

【事務局】和泉市福祉部 高齢介護室 ☎**0725-99-8132**

和泉市 市民を中心とした 医療と介護の連携推進条例

平成25年4月1日施行



市の花・水仙

和泉市では、市民の皆さんが病気や寝たきりの状態になっても、望む場所で自分らしく療養生活が送れるまちづくりのため、医療と介護に関わる専門職が一体となり、切れ目なく質の高い包括的な支援が提供される体制づくりに取り組んでおります。

来る超高齢社会を迎えるにあたり、市民の皆さんは「専門家任せの医療や介護」の姿勢ではなく、「自分の人生を自ら生きるための主体性」を発揮することが必要不可欠となります。

この認識の下に「市民が生涯にわたって住み慣れた場所で自分らしく安心して暮らすことができる安心・安全のまち和泉」を目指し、この条例を制定しました。



今なぜ、医療と介護の連携が必要なの？

高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中、国民皆保険制度を維持することが重要な課題となっています。そして、個人の選択を尊重しつつ、個人の主体的な健康の保持増進への取組みが奨励されています。

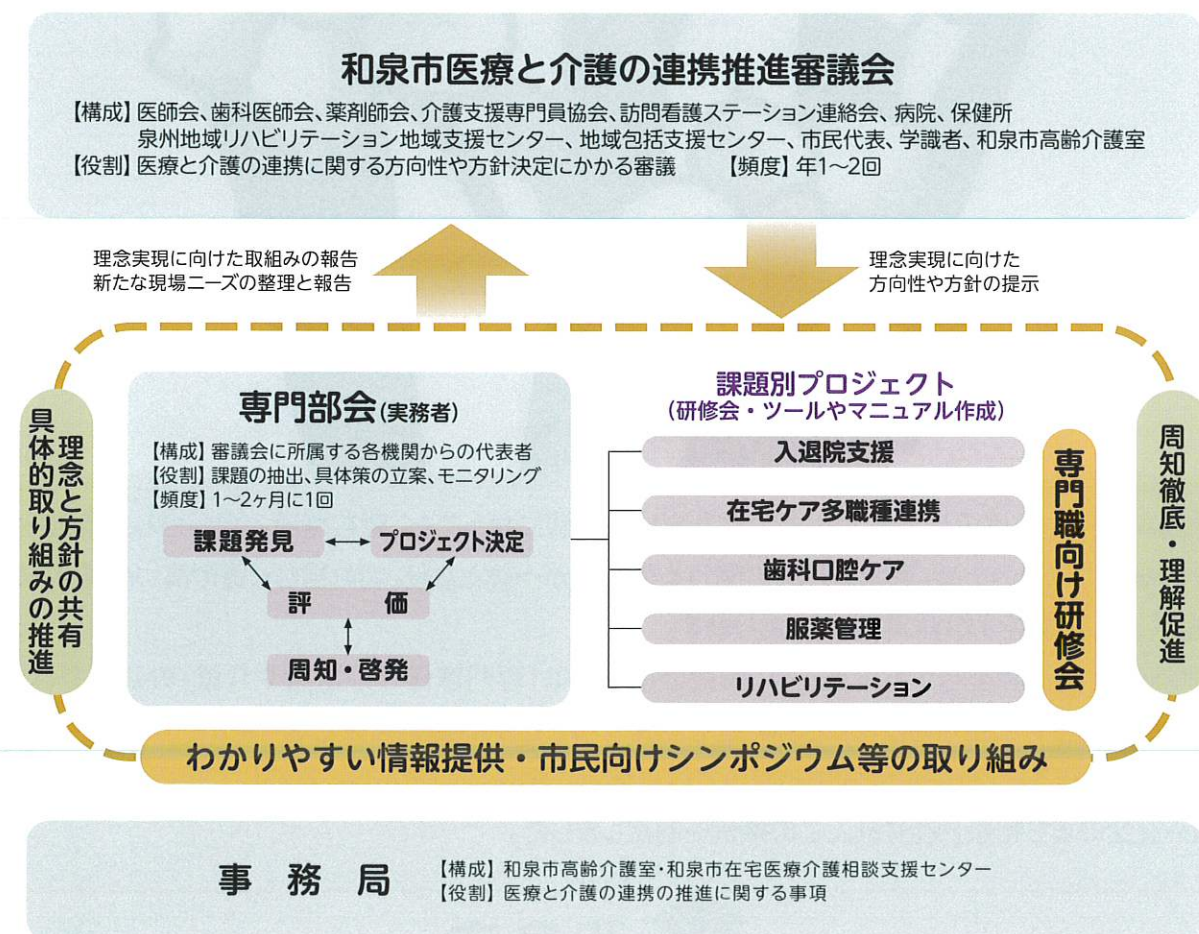
そこで効果的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、今後の高齢化の進展に対応し、**地域包括ケアシステム(医療・介護・住まい・予防・生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される体制)**を構築することが求められ、その中でも特に医療と介護の連携が大変重要な課題となっています。だからこそ、今医療と介護の連携が必要なのです。

条例をもとに、どんな取組みをするの？

この条例をもとに、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちづくりを考えるための「和泉市医療と介護の連携推進審議会」が設置されました。

理念実現に向けた方向性や方針の提示を受け「専門部会」は下記の五つの課題別領域について研修会や市民を対象にしたシンポジウムなどを開催し、理念と方針の共有を行い具体的な取組みの推進を図ります。そして市民の皆様へのわかりやすい情報提供や理解の促進を行っていきます。

【理念】高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らせるまちづくり



条例には具体的にどういう事が書かれているの？

市民の役割

- ★定期的に健康診査やがん検診を受け、その結果を把握し健康管理に活用するよう努めます。
- ★地域の行事やボランティア活動に参加することにより、健康の保持増進、介護予防活動に努めます。
- ★かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師をもつよう努めます。
- ★健康手帳、お薬手帳、その他健康に関して提供された情報をもとに、自らの適切な医療や介護サービスを選択できるように努めます。
- ★医療関係者及び介護関係者が、市民の生命と健康を守る役割を担っていることを理解し、信頼関係を構築していくことに努めます。

信頼関係の構築 在宅医療体制の強化

信頼関係の構築 介護サービスの充実

医療関係者の役割

- ★市民が自らの適切な医療を選択できるように啓発し、それに向けての情報の提供に努めます。
- ★在宅医療を支える病院、診療所、歯科診療所、保険薬局、訪問看護、相互間の機能を分担し、連携の強化に努めます。
- ★連携拠点機能や連携パスの普及などによる在宅医療体制の強化に努めます。
- ★介護との連携に努めます。

介護関係者の役割

- ★市民が自らの適切な介護サービスを選択できるように啓発し、それに向けての情報の提供に努めます。
- ★居宅系サービスの充実に努めます。
- ★ケアマネジメントの機能強化に努めます。
- ★介護予防、重度化予防に努めます。
- ★介護施設のサービスの質の向上に努めます。
- ★医療との連携に努めます。

チーム医療・介護の推進 多職種の連携

構築 強化

連携・協働・課題等の共有 意識・知識・情報の共有 施策・事業の展開

市の責務

- ★市民に対し、医療及び介護サービスを自らが選択できる意識の啓発と、それにむけての情報の提供を行います。
- ★医療関係者、介護関係者相互間の連携の推進を図ります。
- ★生涯を通じた健全な食生活の促進、その他、健康増進のための保健福祉施策の充実に努めます。
- ★市民、市民活動団体等が行う市民の健康長寿を推進するための取組みの支援や総合的な施策の推進を図ります。

条例の全文は和泉市ホームページでご覧になれます。

<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/fukusibu/koureiikaigo/osirase/1366167058197.html>

